

国立大学法人和歌山大学日本学術振興会特別研究員雇用PD等雇用規程

制 定 令和 6年 3月26日

法人和歌山大学規程 第2717号

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人和歌山大学（以下「本学」という。）日本学術振興会特別研究員雇用PD等受入規程（以下「受入規程」という。）第2条第1号に規定する雇用PD等の就業等に関し、必要な事項を定める。

(職名)

第2条 雇用PD等の職名は、独立行政法人日本学術振興会（以下「日本学術振興会」）で採択された資格に応じ次の各号に掲げるものとする。

- (1) 特別研究員（日本学術振興会特別研究員－PD）
- (2) 特別研究員（日本学術振興会特別研究員－RPD）
- (3) 特別研究員（日本学術振興会特別研究員－CPD）

(契約期間)

第3条 雇用PD等の契約期間は、受入規程第4条に定める受入期間の範囲内で決定及び更新することができる。但し、当該契約期間中に日本学術振興会における特別研究員の資格を喪失した場合は、契約期間の終期を当該喪失日に繰り上げることとする。

2 前項前段の規定にかかわらず、最長契約期間は、当該者と本学との間で締結した通算有期労働契約期間が10年を経過した日を超えることができない。

(就業等)

第4条 この規程に定めるもののほか、雇用PD等の就業等に関する事項については、国立大学法人和歌山大学特任教員雇用規程の規定を準用する。

(月額基本給)

第5条 雇用PD等の月額基本給は、日本学術振興会で採択された特別研究員の資格区分に応じて定める研究奨励金の月額とする。但し、国立大学法人和歌山大学役員会の議を経て別に定める場合はこの限りでない。

(給与)

第6条 この規程に定めるもののほか、雇用PD等の給与に関する事項については、国立大学法人和歌山大学特任教職員給与規程の規定を準用する。

(雑則)

第7条 この規程に定めるもののほか、雇用PD等の雇用に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。